

果樹共済



石川県農業共済組合
石川県農林水産省

果樹共済は、あなたの力強いパートナーです。



加入できる果樹(共済目的の種類)は?

●りんご、ぶどう、なし、かき、くりの5果樹で、主な品種は次のとおりです。

果樹名	類区分	1類	2類	3類
りんご		つがる、さんざ 等	千秋、陽光、秋星 等	ふじ、王林、王鈴 等
ぶどう		デラウェア 等		安芸クイーン、赤嶺 等
なし		新水、幸水、愛甘水 等	豊水、二十世紀、あきづき 等	新高、新興、南水 等
かき		甘がきの品種	渋がきの品種	
くり		全品種		

※類区分とは、品種、栽培方法等に応じて定めた区分のことです。

加入できるのは?

共済目的の果樹それぞれの類区分ごとに、5アール以上栽培している農家(農業法人・生産組織を含む)が加入できます。

※加入申込みは、共済目的の種類ごとに、その類区分ごとの面積が加入面積基準を上回るものは、すべての園地について加入してください。

※特定危険方式にあっては、栽培面積の合計が20アール以上で、かつ、5年以上の栽培経験がある農家が加入できます。

※全相殺方式にあっては、農協等の出荷資料から収穫量が適正に把握できる農家(おおむね全量を出荷している農家で、最近5年間の生産量が農協等の出荷資料で確認できる場合)に限り加入できます。



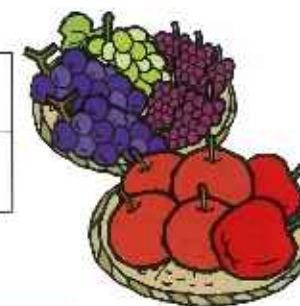
引受方式の種類と対象となる災害は?

引受方式の種類		対象となる災害(共済事故)	内容
半相殺方式	減収総合方式	風水害、ひょう害、干害、寒害、雪害、暖冬害、凍霜害、冷害、冷湿害、雨害湿潤害、雷害、その他気象上の原因(地震及び噴火を含む)による災害、地すべりの害、火災、病虫害及び鳥獣害による果実の減収	果実の減収量の合計がその農家の基準収穫量の3割を超えときに共済金を支払います。
	短縮方式	同上	同上の方式と同じ内容で共済責任期間の短いものをいいます。
	特定危険方式	最大風速13.9メートル毎秒以上又は最大瞬間風速20.0メートル毎秒以上の暴風雨(以下「暴風雨」という。)による果実の減収	特定の共済事故による果実の減収量の合計が、その農家の基準収穫量の2割を超えときに共済金を支払います。
全相殺方式	減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式	暴風雨、降ひょう、凍傷又は降霜による果実の減収	
	減収総合方式	風水害、ひょう害、干害、寒害、雪害、暖冬害、凍霜害、冷害、冷湿害、雨害湿潤害、雷害、その他気象上の原因(地震及び噴火を含む)による災害、地すべりの害、火災、病虫害及び鳥獣害による果実の減収	果実の減収量が、その農家の基準収穫量の2割を超えときに共済金を支払います。

共済責任期間(補償期間)は?

引受方式の種類によって共済責任期間が異なります。

半相殺減収総合一般方式	花芽の形成期～当該花芽に係る果実の収穫期まで(約1年半)
全相殺減収総合方式	
半相殺減収総合短縮方式	発芽期～収穫期(約半年)
半相殺特定危険方式	



共済金額(契約金額)は?

共済金額 = 単位(kg)当たり価額 × 標準収穫量 × 農家選択付保割合

※標準収穫量は、地域の標準収穫量を基礎として、半相殺方式は樹園地ごと、全相殺方式は農協等の出荷資料を基に農家ごとに設定します。

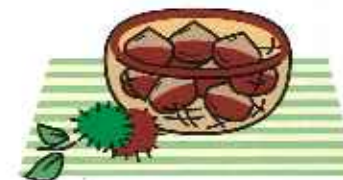
※果実の単位(kg)当たり価額は毎年、国が決定します。

※付保割合は50%から70%の範囲の中で農家を選択できます。半相殺特定危険方式は最高80%まで選択できます。

共済掛金は?

●共済掛金の半額は国が負担します。

農家負担掛金 = 共済金額 × 共済掛金率 × 1/2



●りんご、ぶどう、なし及びかきでは、特定の防災施設(防風ネット等)を用いて栽培している場合、**共済掛金の割引(防災施設割引)**があります。

収穫量とする基準について

損害評価において収穫量とする果実は販売の用に供し得る品位のものです。

ただし、共済事故により生食用として販売できなくなったものの内、加工用原料として販売できる品位のものは、一定の調整(調整係数0.2)を行って収穫量とします。

支払われる共済金は?

●損害評価は園地評価(半相殺方式)と出荷量調査(全相殺方式)のいずれかによって行われます。

損害割合 = 減収量 / 基準収穫量 **共済金の支払額 = 共済金額 × 支払割合(%)**

※損害割合ごとの支払割合は下の表を参照

※基準収穫量とは、いわゆる平年収穫量のこと、隔年結果の状況等を考慮し、共済金額を設定する際に用いる標準収穫量を調整したもので、半相殺方式は樹園地ごと、全相殺方式は農家ごとに設定します。

●損害割合ごとの共済金支払割合

支払割合	損害割合	20%	21%	30%	31%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
半相殺減収総合一般方式												
半相殺減収総合短縮方式		-	-	0%	1%	14%	29%	43%	57%	71%	86%	100%
全相殺減収総合方式												
半相殺特定危険方式		0%	1%	13%	14%	25%	38%	50%	63%	75%	88%	100%

無事戻し

●被害がない農家の皆さんに対し、過去3年間の掛金の1/3を限度として無事戻金をお返しします。ただし、総代会の議決や収支状況によっては、お返しできない場合があります。

引受から共済金の支払いまで



加入者の皆さんへのお願い

お申し込みの際は、以下の事項も確認の上、加入願います。

- 加入申込書は共済目的の種類ごとに定められた期日までに提出して下さい。
- 加入申込書の内容に変更が生じた際の通知を怠った場合、共済金の支払いができない場合があります。
- 栽培管理が悪く事故の発生が確実と思われる場合や、栽培方法が通常のものとなったり、新品種の果樹等で、標準収穫量や価額の適正な設定ができない場合には引受できない場合があります。
- 通常すべき管理その他の損害防止を怠った場合、肥培管理の粗放、不行き届き等により減収したと認められる場合には、免責や分割により共済金が減額になることがあります。
- 事故発生時には事故発生通知をお願いします。また共済金支払対象になるとと思われる被害の場合には損害通知書の提出をお願いします。通知がない場合、共済金の支払いができない場合があります。
- 損害評価にあたっては、実測等を行うため園地に入らせていただく場合があります。ご理解ください。
- 大災害が発生し、組合の支払い財源に不足が生じた時は、共済金の削減払いを行うことがあります。

果樹共済のお申込み、お問い合わせは、農業共済組合各支所までお願いします

● 加賀地区支所

【区域】 小松市、加賀市、能美市、能美郡
〒923-0825 小松市西軽海町二丁目204番地15
電話 (0761)47-7300

● 中能登支所

【区域】 七尾市、羽咋市、鹿島郡、羽咋郡
〒929-1604 鹿島郡中能登町能登部下73部13番2
電話 (0767)72-4411

● 石川中央支所

【区域】 金沢市、白山市、かほく市、野々市市、河北郡
〒920-0007 金沢市田中町か12番地1
電話 (076)239-2555

● 奥能登支所

【区域】 輪島市、珠洲市、鳳珠郡
〒928-0313 鳳珠郡能登町宇天坂に1番地1
電話 (0768)76-2251